

イギリス会社法における会計監査役

平 田 伊 和 男

I. はしがき II. 沿革 III. 会計監査役の選任 IV. 監査手続 V. 会計監査役の権利
VI. 会計監査役の義務 VII. 会計監査役の責任 VIII. 報酬および費用

I

会社の業務の自治的監督の機能をもつものとしては、大陸法系においては、その株式会社法の祖国であるオランダの初期の大株主会から分化発展した監査役の制度が認められており、¹⁾ 取締役会と分離して二つのボードが存在するが、イギリスを祖国とする英米法系においては、このような分離した監査役制度を生ぜず、取締役会がそれと同じ機能を果している。しかし、他方において、イギリスでは、会計の専門家に会社の会計のみを監査させる auditor (会計監査役)²⁾ の制度が発達し、これが諸国の立法の模範とされ、ドイツ法においても1937年株式会社以来専門家に会計監査を行なわせる決算検査役 (Abschlußprüfer) の制度を設けている。

わが商法においては、当初は、ドイツ法にならい業務監査機関として監査役を置いたが、昭和25年改正によるアメリカ法取締役会制度の導入に伴い、監査役を会計監査のみの権限を持つものとした。それ故、現行の監査役は形式的には大陸法系の監査役の権限を縮小したものであり、専門家監査ではないが、その権限についてはイギリス法の会計監査役に近接したものとなっている。とこ

1) 大隅、「アメリカ会社法における取締役会」、『英米会社法研究』、69ページ。

2) Auditor の訳語としては、このほかに、常任検査役 (今井・民商27巻185ページ、山村・注釈会社法 (4) 563ページ)、監査役 (小町谷・イギリス会社法概説352、武市・イギリス会社法471ページ)、監査人 (黒沢・新商法と会計原則 160ページ、番場・会計 66巻352ページ)、会計検査役 (味村・商事法務460号238ページ) 等が用いられている。

るが、近年の商法改正審議の経過として発表された株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案（昭和43年9月3日）では、監査役の権限を旧に復して業務全般の監査権限をもつものとし、別に大会社について専門家による会計監査を強制する会計監査人を置く構想が示され、両者につき詳細な規定が考えられている。

イギリス法においても、後述のように、会社会計については、任意の監査から、1879年の銀行業会社の監査強制、1900年の会社一般の監査強制、1948年の専門家監査強制、1967年の免除私会社除外の廃止と、会計監査を強化し、制度の整備を進めてきている。右の試案に示された会計監査人はその資格・権限においては auditor に類するが、選任・解任・地位についてはむしろ試案の監査役がこれに類する形となっている。試案は一つの過程を示すものであって、なお考慮すべき余地があり、特に会計監査について見られる英法の発展経過は参考となるべき点が多い。以下、この点についてイギリス法³⁾を考察して見ようとおもう。

II

1. 業務監査

大陸法系と異り、イギリスでは会社の業務一般を監督するための分離した機関は生ぜず、伝統的に取締役会がその機能を果して来た。取締役会の標準的なものは、実際に業務を担当し属々そのために執行委員会を構成する取締役と、これらと共にフル・ボードを構成する部外取締役とからなるのが通例で、フル・ボードはあまり会議を開かず、業務を執行しないで、執行部の業務を監督し、主要な長期的政策を決定する。⁴⁾ ドイツ法の機能的に分化した監査役会

3) イングランドの法を考察の対象とするが、ウェールズにも同じ法が行なわれ、スコットランド法も、会計監査に関する点では、一般法の異なる点と、会社法に特別規定のある若干の場合を除いて、これと同じである。ただ、ノーザン・アイランドは、1930年以降は独自の会社立法を行なっているので、必ずしも右と同じではない。Cf. Simonds, *Halsbury's Laws of England* (3rd ed.), Vol. 6, pp. 827-831; E. R. H. Ivamy, *Topham & Ivamy's Company Law* (13th ed.), pp. 389, 412; J. J. Gow, *the Mercantile and Industrial Law of Scotland*, pp. 563 et s.

4) M. P. Fogarty, "A Companies Act 1970?", (1967) 33 *PEP* 500, pp. 129, 130.

も実際には役員の人柄と利益（支配株主がいるか等の事情）によるので、その役割は英米のフル・ボードと非常に接近していることが多い。⁵⁾

もっとも、イギリスでは、制定法でこのような定めを置いたことはなく、1929年会社法⁶⁾で始めて公募会社が2名以上の取締役を置くべきことを定めたに過ぎず（139条）、1947年会社法⁷⁾は再びこれを1名以上とし（別に秘書役1名）（26条）、現在の1948年会社法⁸⁾でも2名以上を置くべきことを定めるにすぎない（176条）。私会社と1929年11月1日より前に設立登記をした公募会社の場合は1名で足りる（同条）。複数の取締役は、附随定款に別段の定めなき限り合議体の取締役会として行為しなければならないとされるが、⁹⁾各取締役の権限については同法は附表に模範定款を示すに止っている（同法第1附表A表第1部80—87、107—109項）。しかし、会社は実際には、附随定款で数名の取締役を定め、取締役会の権限をそのうちの特定の者に委譲し、業務執行取締役（managing directors）その他の名称を附するのが通例である。1例を挙げれば、営業に7部門を有するD社は15名の取締役を置くが、各部門につき夫々の業務の責任を負う7名の業務担当取締役（executive directors）を置き、これらは、各部門におかれる総支配人（general managers）を定期的非公式に訪れ、総括的に業務執行の責任を負う業務執行取締役（managing director）と共に8名で中央委員会（central committee）を構成する（執行委員会 executive committee を置く場合もある）。他の取締役（non-executive director）6名は議長（chairman）（chief-executive と称する場合もある）が年1回招集する取締役会（いわゆる full board）に出席し、執行部の業務を監督する機能を与えられている。¹⁰⁾ また、これらは取締役会で決定する会社の長期政策の助言者的役割を示す傾向が強いとのことである。¹¹⁾

5) *Ibid.*, at p. 130.

6) Companies Act, 1929. 19 & 20 Geo. 5, Ch. 23.

7) Companies Act, 1947. 10 & 11 Geo. 6. Ch. 47.

8) Companies Act, 1948. 11 & 12 Geo. 6. Ch. 38.

9) *Re Atheneum Life Insurance Society, Ex Parte Eagle Insurance Co.* (1858), 4K. & J. 549; and other cases cited at Simonds, *op. cit.*, p. 315(r).

10) D. R. Company, Ltd. の例。

11) Fogarty, *op. cit.*, pp. 130, 131.

右のように、業務一般の監査は実務上の慣行として主として行なわれ、法上は各社の附随定款にゆだねられている。附随定款には取締役資格株の要件を定めることも多く、法人であっても差し支えないので、支配会社がこの種取締役になることも可能である。

2. 会計監査

(1) 会計士の発達

イギリス法の会計監査役制度の発展については、その立法以前から会計監査を独立の会計専門家に依頼することが一般に行なわれていたことと、それに伴い会計業務が独立の職業として発達し、自主規制を行なう会計士団体の発展を見たことが注目される。¹²⁾ イギリスの会計士の歴史は古く、その先駆をなすのはスコットランドにおいてであるが、17世紀、18世紀初期にはまだ充分発達せず、簿記の教師等の副業として行なわれていたようで、¹³⁾ 18世紀末頃になって右の慣行が一般的になり、独立の職業としての会計士が発生した。その後、1831年破産法 *An Act to Establish a Court in Bankruptcy* の制定により、始めて法律の規定で会計士を管財人 (*official assignee*) に任命しうることが定められ (22条)、これが会計士の地位を高め、その発達を促した。更に1838年前後の恐慌のため破産会社が続出し、債権者に提出する報告書作成に会計士が大いに利用され、1842年支払不能債務者救済法 *Act for the Relief of Insolvent Debtors* も300ポンド以上の支払不能債務者が一覧表を作成し裁判所に申出ることを定めたが、その作成に会計士を依頼することが多かった。このようにして発達した会計士は団体を結成するに至り、1852年に英国最古の会計士協会 *The Institute of Accountants in Edingburgh* がエジンバラで設立され、これは敕許状を得て *Society of Accountants in Edingburgh* と称し、その後グラスゴーで *The Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow* が設立され、アバディーンにおいても *The Society of Accountants in Aberdeen* が設立された。この3つの会計士協会はその後統合して *The Institute of Chartered Accountants of Scotland* と改称したのであるが、現在会社法上会計監査役の資格として会員たることを要求されている会計士協会

12) A. B. Levy, *Private Corporations and their Control*, vol. II p. 769.

13) 渡辺, 『英米会計士事情』, 6ページ。

で、通商省 (Board of Trade) の認可を受け¹⁴⁾たものは、このスコットランド 敕許会計士協会のほか、The Institute of Chartered Accountants in Edinburgh and Wales, The Society of Incorporated Accountants and Auditors (これはイングランド・ウェールズ, スコットランド, アイランドのそれぞれの 敕許会計士協会に合併し, 目下任意清算中である), The Association of Certified and Corporate Accountants, The Society of Chartered Accountants in Ireland がある。¹⁵⁾ これらの会員となることが会社の会計監査役の資格として要求されているが、特に会計士に関する制定法はつくられておらず、すべて各協会の厳格な自主規制により律せられている。右のうち最大のイングランド・ウェールズの協会の入会条件では、先ず協会の実施する予備試験 (Preliminary Examination) に合格した者、および大学卒業生等でこれを免除された者は、事務見習 (articled clerk) となって会計士事務所に入り、一定期間経過後に、中間試験 (Intermediate Examination) を受け、その合格後2年を経過すれば最終試験 (Final Examination) を受けることができ、これに合格した者は準会員 (Associate) となり、5年間会計士の仕事について後、協会の審査をうけて正会員 (Fellow) となることができ、F.C.A. の称号を与えられる。¹⁶⁾ 会計監査役の資格はこの正会員にならなければならない。又、協会は、会員の品位・秩序保持のために罰則を設け、除名と会員資格停止の定めをしている。¹⁷⁾

(2) 会計監査制度

会計監査制度は、イギリス法の中では制定法の規定が良く整備されている分野に存する。最初にこの監査を強制した立法は1844年の An Act for Regist-

14) Companies Act, 1948, s. 161 (1) (a).

15) Schmitthoff & Curry, *Palmer's Company Law* (20th ed.), p. 615 n.1; A. Read, *The Company Director*, p. 87; cf. J.B. Lindon et al, *Buckley on the Companies Act* (13th ed.), p. 356.

16) 1964年には500人の articled clerk が中間試験を受け、会計士志望者はロンドンで1,600人、全国で2,800人あり、毎年3,000人が会計士の職業に入っていくとある。*The Times, Educational Supplement*, 402 (Sep. 18, 1964).

17) 神馬,『監査役制度』, 62-66ページ。*The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Royal Charter and Bye-Laws*, 1914

ration, Incorporation and Regulation of Joint Stock Companies であるが、¹⁸⁾ 1879年までは Companies Consolidation Act¹⁹⁾ による会社のみが会計監査役選任を強制された。²⁰⁾ 近代的会社立法として著名な 1862年会社法²¹⁾は、会計監査を強制しなかったが、附表の模範定款に、毎年会計監査役を選任しその監査を受くべき旨の定めを置き (第1附表A表83項—94項)、²²⁾ これは、附随定款を登記しない会社又は附随定款に同規定排除ないし修正の定めのない会社についてのみ、附随定款と同一の効力あるものとして適用されたにすぎなかった (15条)。しかし、實際上会社は附表のような定めをおくのが一般的な慣行であった。

1879年には、グラスゴー市銀行の破綻を契機として制定された 1879年会社法²³⁾により、同法施行後に設立する会社で銀行業を営むものはすべて、イングランド銀行を除き (2条)、会計監査役の選任と監査を強制されることになった (7条(1))。

1900年会社法²⁴⁾は、すべての会社について、会計監査役の選任と監査を強制し、取締役と役員に欠格、その報酬は原則として総会で定めること、帳簿閲覧・説明請求権、貸借対照表末尾に証明し、総会で報告する義務の規定を置いた (21—23条)。

次いで、1929年会社法²⁵⁾は、選任すべき会計監査役の欠格事由を①取締役、役員、②それと組合関係にある者、被傭者 (私会社の場合は除外)、③法人、と定めたが (133条)、²⁶⁾ しかし、その資格は別段制限しなかった。実際上は多くの会社は協会の会員のみを選んでしたが、制限しなかったのはその人数の問題

18) 今井、「英国会社法における常任監査役制度」、前掲188ページ。

19) Companies Clauses Consolidation Act, 1845. Statutory Companies につき共通の条項を定めた法律。

20) Levey, *op. cit.*, II p. 769.

21) Companies Act, 1862. 25 & 26 Victoria, Chapter 89.

22) See A. Glynne-Jones, *The Companies Acts 1862 to 1900* (4th ed.), pp. 172—3; cf. (改正109項) Godden & Hutton, *Companies Acts 1862 to 1907*, p. 119.

23) Companies Act, 1879. 42 & 43 Victoria Chapter 76.

24) Companies Act, 1900. 63 & 64 Victoria Chapter 48.

25) Companies Act, 1929. 19 & 20 Geo. 5, Ch. 23.

26) Wardhaugh, *Company Law and Accounts* (4th ed.), p. 91.

で、必要数に足りなかったためと考えられている。²⁷⁾ **Industrial Assurance Act** による組合の場合は、大蔵省指定の公認監査人のリストがあり、その中から監査役の選任を要した。又、独立性保障の観点から、退任会計監査役以外の者を選任するためには14日前の通知を要する規定を置いた (132条(3)項)。²⁸⁾

1947年会社法²⁹⁾は、会計監査役の資格を定め、通商省の認可した会計士団体の会員と外国で同等の資格をもつ者に限ることとし (23条(1)項)、報酬決定を取締役に一任する慣行については、総会選任の会計監査役報酬額は総会において又は総会の定める方法により定めるとして (24条(8)項)これを明確にし、再任しない場合の特別通知の規定も定めた (24条(3)―(6)項)。しかし、退任会計監査役に弁明の機会とは与えられていない。³⁰⁾ 監査の対象は貸借対照表であって損益計算書は考慮されておらず、総会出席権は報告すべき総会の出席に限られていた。

1948年会社法³¹⁾は、これらの規定に改良を加えて引継ぎ、会計監査役報告書の記載内容を法定して、虚偽の記載に刑罰規定を置き、その権限を拡大し、自動再任を定めた。

この現行の立法を修正する1967年会社法³²⁾は、会社の開示制度強化を基本理念として、免除私会社の除外を廃して専門家強制監査を行なうこととし、会計監査役報告書記載内容の合理化を計り、計算書記載事項を修正し、規定を整備した。これらの内容については、以下に見てゆくことにする。

なお、現行法規については、1947年法以前の会社法は、現在ごく少数の規定を除いて殆んど失効しているが、1948年法は1967年法と矛盾しない限りにおいてすべて有効に存続している。³³⁾

27) Levy, *op. cit.*, II p 770.

28) Wardhaugh, *op. cit.*, p. 91.

29) Companies Act, 1947. 10 & 11 Geo. 6 Ch. 47.

30) Cf. *Report of the Committee on Company Law Amendment* (Chairman: Cohen), Cmd. 6659, para. 114.

31) Companies Act, 1948. 11 & 12 Geo. 6 Ch. 38.

32) Companies Act 1967 Chapter 81.

33) ちなみに、1948年会社法は462箇条と18附表からなるが、1967年会社法は、130箇条と8附表からなっている。

III

1. 資格

会計監査役は、先ずその有能性が保障されなければならないので、³⁴⁾ その資格として、連合王国において設立され通商省の認可した会計士団体の会員であることを要件としている(1948年会社法161条(1)項(a))。これらの会計士団体が厳格な自主規制と会計士の養成を行なっていることについては前述した。右のほか、国外で同種の資格を取得した者、会計士団体の会員に雇傭され相当の知識と経験を有する者、又は従前に英国で会計士職にあった者、については、通商省が個別的に特別認可を与えた者を資格者とする(同項(b))。このように十分な知識と経験を有する者に資格を限ったのは、従来から会計士による監査を受けていた実業界の慣行を立法化した1947年法をそのまま引継いだのであるが、免除私会社(exempt private company)³⁵⁾は1967年までこの規定の適用を免除されていたが、その廃止と共に(1967年会社法2条)、すべての会社につき専門家による監査を強制することとなった。³⁶⁾ 免除私会社は計算書の登記義務の免除も廃され、無限会社を除くすべての会社はこれらの点で同じ扱いとなった³⁷⁾ので、新法は無限会社への変更登記の規定を置きその変更をすすめている(43条)。^{37a)}

このように、実務慣行をもとに、会計士の増加に伴って徐々に専門家監査強制の範囲を拡大していることが注目され、わが試案における資本金1億円以上の大会社についての専門家監査強制の構想も(前述試案第11)も同様の経過の一過程として理解すべきものとおもわれる。なお、有限会社の監査や開示につ

34) L. C. B. Gower, *Modern Company Law* (2nd ed.), p. 427.

35) 私会社(わが有限会社に類似する)のうち、更に一定条件下に、開示規定、自己取引規定等の適用の免除をうける。1967年に廃止された。

36) なお、経過規定として、1966年11月3日に免除私会社であった会社の会計監査役は、この資格を欠く場合も通商省の承認を得て存続することが認められ(13条(1)項)、その再任の際には12月の猶予期間が与えられている(同条(2)項)。

37) Scriverano, "Companies Bill", (1966) *Journal of Business Law*, p. 135.

37a) もっともこの点は、組織変更で株主の同意を得られるか疑わしく実務的でないとはいわれている。Leigh, "Companies Act 1967", 31 *M. L. R.* 183 at pp. 183, 184.

いても、近年の法人格否認の思想と合わせ、イギリス法の示唆が感じられる。

2. 欠格事由

更に、会計監査役は、その職務の性質上会社経営からの分離を必要とするので、次の者はその被選任資格を欠くものと定められている（1948年会社法 161条(2)(3)項）。

(1) (イ)会社の役員³⁸⁾と使用人^{38a)} (ロ)会社の支配会社³⁹⁾の役員と使用人、(ハ)会社の従属会社³⁹⁾の役員と使用人、(ニ)会社の支配会社の従属会社の役員と使用人。

(2) (イ)右と組合関係にある者、(ロ)右の使用人。

従って、会計監査役の使用人は会社の使用人であっても差し支えない訳である。⁴⁰⁾ なお、(2)の制約は、免除私会社については免除されていたが（161条(2)項2文）、1967年に免除されないことになった（1967年会社法2条、なお経過規定として13条(1)―(3)項）。⁴¹⁾

38) 役員 (officer) とは、法人について、取締役、支配人、秘書役をいう (455条(1)項)、と定義規定があり、本項に関して役員・使用人には会計監査役を含むと解してはならないとされている (161条(2)項3文) ので、関係会社間の兼任は禁止されない。なお会計監査役が役員に含まれるか否かは役員の名を使用する各条文の趣旨によって異り失当行為責任や罰則の適用については (333条, 328条, 330条, 331条) 適用を認むべき趣旨から役員であるとされるが、455条, 161条(2)項にいう役員ではないとされる。Cain, *op. cit.*, p. 265.

38a) 会社使用人兼務は禁止されるが、会社で会計監査役に会計士の仕事を依頼することが一般に多く行なわれており、その場合には会計監査役が自ら貸借対照表、損益計算書を作成したり、又、会社課税の折衝に当たることである。R. R. Pennington, *the Principles of Company Law*, p. 470 note (e); Schmitthoff & Curry, *op. cit.*, p. 619.

39) この定義は154条の詳細な規定により明確にされている。①他の会社が会社の社員であり且つ会社の取締役会の構成を支配している場合、すなわち、他の会社がほかの者の同意や協力なく行使しうる力の行使によって、会社の取締役の全部若くは半数以上を選任または解任しうる場合、②他の会社が会社の衝平株式資本の名目額の半数以上を所有している場合、③会社が他の会社の従属会社の従属会社である場合、——には、会社は従属会社であり、他の会社は支配会社とみなされる。(なお、ジュンキンス報告書は、この②の廃止を勧告している。Cmd. 1749, para. 156 (a).)

40) T. E. Cain, *Charlesworth's Company Law* (8th ed.), p. 265.

41) 当時の監査役は、この点に違反することとなる場合にも、新法施行後も通産省の同

(3) 法人。法人が会計監査役として行為した場合には100ポンドを超えない罰金の刑事責任を負う(1948年会社法161条(5)項)。この法人は、外国会社を含むが、スコットランドの *firm* と単独法人を含まない(455条(3)項)。スコットランドの会計士組合事務所 (*firm*) は法人格をもつが、イングランドの会計士組合事務所 (*firm*) は法人格がない。何れも会計監査役に選任しうが、イングランドの会計士事務所を会計監査役に選任することは、その個々の組合員を選任することを意味するので、その組合員に変動を生じた場合に、イングランドとスコットランドとで異なる結果となる。⁴¹⁾ なお、法人が会計士の業務を行なうことについての禁止規定はない。⁴²⁾ この禁止の趣旨は有限責任の会社が会計監査役となることを防止するためとされている。⁴³⁾

わが国の試案をみると、大口の株主、債権者、債務者も欠格事由とされているが(第11-3)、これは監査が何人のためかを不明確にし、要否も疑問である。兼職禁止については、親族を加える反面、会社の支配会社の従属会社について定めていない点(第11-3 ①⑤)、なお第2)が注意される。

3. 選任

会計監査役の選任権は総会にあり、例外的に取締役会、通商省に与えられる。すなわち、会社は年次株主総会において、1名以上の会計監査役の選任を要し、その任期はその総会終結の時から次の年次総会の終結までである(159条(1)項)。最初の会計監査役は取締役会が選任し、最初の年次総会終結の時までの任期を有する(159条(5)項)。しかし、総会はこれを解任し、総会14日前までに通知した他の者を選任することができ、また、取締役会が最初の会計監査役を選任しないときには、総会が選任することができ、取締役会は選任権を失う(同項但書)。取締役会はまた、会計監査役に欠員を生じた場合に、それを補充することができる(同条(6)項)。この者は次の年次総会までの任期を有し、総会は任期中にこれを解任することはできない。⁴⁴⁾ 年次総会で会計監査役を全

意を得て存続することが認められ、その再任についてはこの場合は3年の猶予期間が与えられている。

41a) Cmnd. 1749, para. 427.

42) Pennington, *op. cit.*, p. 469.

43) Cain, *op. cit.*, p. 265.

44) Pennington, *op. cit.*, p. 469.

く選任しない場合には、通商省が選定する⁴⁵⁾ (同条(3)項)。そのために、会社は通商省の選定権発生後1週間以内に通商省にその事実を通知する義務を課せられ、違反に罰則の制裁がある(同条'3)項)。この点は、1929年法が株主の申立により通商省が選定しうることとしていたのを、コーエン報告書の勧告⁴⁶⁾をいれて改めたものである。

わが国の試案は、監査役を総会が選任し、会計監査人は、監査役の同意を得て会社が選任して総会に報告する異なる構想をとるが(第4, 第11—2), 試案前のA案の再検討が考慮さるべきことはさておき、何れについても、選任のなかった場合、欠員を生じた場合の規定を欠いている点に注意される。

4. 辞任・解任

1948年会社法は、会計監査役の任期を短かくし、そして自動再任の制度を置くので、自動再任されない場合がいわば辞任・解任に相当する。任期中の辞任については会社法にも附表にも規定がなく、⁴⁶⁾ 辞任はできないものと解されている。⁴⁸⁾ この点につきジェンキンス報告書は、明文で辞任しうる旨を定めることを勧告し、辞任の可否は総会や取締役の同意によらしめず会計士の職業団体にまかせるのが良いと述べている。⁴⁹⁾ 又、任期中の解任についても、破産・能力喪失についても規定がなく、⁵⁰⁾ 任期中の解任もできないと解されており、⁵¹⁾ ジェンキンス報告書は破産・詐欺訴追等による資格喪失について、職業団体や通商省の処分もあるが、自動終任の規定を明文で定めることを勧告する。⁵²⁾

自動再任の規定を次に見れば、年次総会で退任する会計監査役は決議を要せず再任されたものとみなされ、自動再任されないのは次の場合に限られる(159条(2)項)。

45) 従って、年次総会が選任しないため欠員を生じた場合には、取締役会に選任権はなく、通商省の選任権が絶対的であると考えられている。Ibid.

46) Cmd. 6659, para. 111.

47) Cain, *op. cit.*, p. 266.

48) Gower, *op. cit.*, p. 427 n. 31.

49) Cmnd. 1749, para. 430, 435 (f).

50) Cain, *op. cit.*, p. 266.

51) Gower, *ibid.*; しかし、今井・前掲198ページ。

52) Cmnd. 1749, para. 429, 435 (g).

(1) 再任の資格に欠ける場合。これは実際上は退任会計監査役（又はその使用人、それと組合関係にある者）が会社や関係会社の役員に総会で選任された場合があるのみである。⁵³⁾

(2) 再任を欲しない旨を書面で通知した場合。

(3) その者を選任しない決議、又は、他の者を選任する決議のあった場合。しかし、このような決議は「特別通知 (special notice)」の手續を経なければ効力を生じないものとされている。すなわち、議案が総会28日前までに会社に通知され、会社はそれを総会21日前までに、招集通知と同時に同じ方法で社員に通知するか、或は新聞広告をしなければならない (160条(1)項, 142条)。退任取締役は特別通知の謄本の送付を受ける権利があり、会社に弁明書を提出して社員に通知するよう要求することができる。そのときは、会社は期日の余裕のある限りにおいて、招集通知に弁明書表明の事実を記載し、且つ招集通知を発送した社員に弁明書の謄本を送付しなければならない。期日の余裕のない場合には、退任会計監査役は、総会において弁明書の朗読さるべきことを会社に要求することができる (160条(2)一(4)項)。

このように会計監査役は、任期中解任されることはなく、不再任に対しても、特別通知と弁明の機会によってその地位の安定性が守られ、経営者攻撃の結果の失職をおそれて職務遂行を怠る弊害が防止されている。もっとも、今日では、実際上、取締役は、総会支配権をもっているが、新聞報導の前で会計監査役を意に反して追払うようなことはしようとしないうし、⁵⁴⁾ 会計士間にも会計監査役に就任する際には必ず前任者と相談してその地位に就任しても差し支えないことを確めた上でする慣行が厳格に守られているとのことである。⁵⁵⁾ この特別通知の手續は取締役解任決議についても必要とされるが、これは同法が取締役解任決議の要件を特別決議から通常決議で足りることとした代償として定めたものであり、これを会計監査役不再任決議にも認めたもので、解任の法律上の難易については両者とも同列に扱われている。

わが国の試案は、監査役について任期は3年とし (第3)、解任について英法

53) Pennington, *op. cit.*, p. 469 (s).

54) Gower, *op. cit.*, pp. 427, 428.

55) *Ibid.* at p. 427 n. 30.

の特別通知と弁明権の制度にならったと見られる規定を置いている（第5）。会計監査人について地位の安定を計る規定を欠く点が注意されるが、監査役と取締役とでその解任の難易が法律上異なる結果となる点も注意される。わが国では英法と逆に、取締役解任決議要件を特別決議に改めているのであるが、むしろこれを旧に復した上で監査役と同趣旨の弁明手続を定むべきかと考えられる。任期については、自動再任は反面複雑であって、任期を長くして総会に解任権を認める方法も簡明である。⁵⁶⁾

IV

1. 手続の概要

監査の法律上の手続としては、まず、設立時は18月内、爾後は毎暦年毎に取締役が総会に提出する計算書、すなわち貸借対照表、損益計算書、および支配会社の場合はグループ計算書（連結又は総合貸借対照表および損益計算書）を作成して（148条(2)(3)項、150条）、これを取締役に提出してその承認を得た上で貸借対照表に取締役2名（1名の場合は1名）の署名を受けなければならない（155条、156条）。この計算書は、会計監査役の監査を受け、総会会日の21日前までに、会計監査役報告書を附して（法律上は必要でないが、実際上は取締役報告書も加えられる）、その謄本が各株主、社債権者、その他受領権限ある者に対して送付されなければならない（158条）。

貸借対照表は、損益計算書、会計監査役報告書、取締役報告書を添付して^{56a)}（従属会社がある場合はグループ計算書が加わる）、総会に提出され、その承認を受け、承認により計算書は確定する。⁵⁷⁾ この総会は、実際上は年次総会であるが、設立時より18月内、爾後は毎決算期より9月内、海外において事業を営み又は利益を有する会社の場合は12月内に開かれるものでなければならず、通商省は相当の理由を認めるときはこの期間を伸長しうる（148条(1)項）。年次総

56) Levy, *op. cit.*, II p. 770.

56a) 実際界ではこれらの4書類を1つに印刷し、1つに取扱っている。Gower, *op. cit.*, p. 426 n. 18.

57) K. W. MacKinnon (gen. ed.), *Palmer's Company Precedents* (17th ed.), p. 633. 承認より3月内に発見した誤謬は訂正することができ、そのような附随定款規定を認めた判例があるが実益は疑問であると述べる。

会であれば前回の年次総会から15月内に開かれねばならない(141条1項)。次いで会社は年次総会又は年度初の総会終了より42日以内に14日目の日付で年次報告書を作成し、添付書類(貸借対照表複本、会計監査役報告書、取締役報告書)とともに、会社登記官吏に登記しなければならず(126条1,27条,第6附表Ⅱ)、この登記による計算書公示義務の免除私会社に対する免除は1967年に廃止されている。

手続の面では、イギリス法はわが商法や試案に比し、決算期から計算書類提出の総会までの期間が9月ないしそれ以上と充分余猶のあることが注目され、又、営業報告書と利益処分案に類する取締役報告書は総会提出前には配布を要せず、監査対象になっていないが、会計監査役報告書も総会に提出され、何れも登記による公示が要求される点が注意される。

2. 年次報告書・取締役報告書

(1) 年次報告書(annual return)の記載事項は要旨次の如くである。(a)本店、(b)株主名簿、社債権者名簿を本店外に保管するときはその住所、(c)資本の概要(Annual Summary)——金銭出資、金銭以外の出資方々に対して発行した株式を区別し、次を記載する、(i)資本額と株式数、(ii)応募株式総数、(iii)各株式の払込催告額、(iv)その払込済額、(v)その未払込額、(vi)前回報告後の株式、社債の手数料払込額、(vii)帳消しない株式割引発行の割引額、(viii)前回報告後の社債割引発行割引額、(ix)失権株式数、(x)発行株券数とその株式数、(d)担保付債務総額、(e)前回報告後の社員の移動に関する住所・氏名・持株数のリスト、(f)取締役・秘書役の詳細(第6附表第1部、記載様式は第2部に定められている)。以上の事項が記載された年次報告書が添付書類とともに登記され、15月程前のものであるけれども、一般の閲覧に供せられる。これにより、現在では無限責任会社を除くすべての会社が計算書を登記することとなっている。従前も、免除私会社であっても年次計算書の作成配布は必要であったので、ジェンキンス報告書は改正勸告の際、これで免除私会社の負担が重くなる訳でないとして述べるが(§59)、実際上は取締役が株主である私会社では通常計算書を配布することが多かったのも、別に登記のため要約された計算書の作成費用が加わることになったといわれている。^{57a)}

57 a) Scriverano, *loc. cit.*, p. 135.

わが国でも計算書類の登記による公示が検討されているが、有限会社の公告義務免除、監査役報告書添付に検討を要すると思われる。

(2) 取締役報告書 (directors' report) は、損益項目の内容説明も含むが、ほぼわが国の営業報告書と利益処分案に類するもので、貸借対照表添付書類として計算書とともに総会に提出される。しかし監査の対象とはならず、要配布書類の記載事項を記載していない限り法律上は総会前に株主に配布を要しない。その記載事項は、開示強化の観点から、1967年法で大幅に改正され、絶対的記載事項が拡大・明記された。⁵⁸⁾ 記載事項は次のようなものである。(a) 会社・従属会社の主要な活動と変化,^{58a)} (b) 固定資産の移動・土地の簿価と時価の差額,⁵⁹⁾ (c) 年度内発行株式・社債の詳細,⁶⁰⁾ (d) 取締役会社間取引の詳細,⁶¹⁾ (e) 売上高各営業間の比率・税引前損益,⁶²⁾ (f) 政治・慈善寄附額 (50ポンドを超えるもの),⁶³⁾ (g) 利益配当・利益留保予定額,⁶⁴⁾ (h) 輸出高 (5万ポンドを超えるもの、開示が国益に反することを通商省が承認したものを除く),⁶⁵⁾ (i) 年度中の取締役の氏名とその株式・社債における利益,⁶⁶⁾ (j) 従業員の各週平均人数と年間支給給与総額 (100人未満の場合と、国外従業員は除く),⁶⁷⁾ (k) 会社の業務の状態,⁶⁸⁾ その他株主に参考となる会社の事情 (取締役会においてその公開が会社・従属会社に有害と考えるものは除かれる)。⁶⁹⁾ 取締役報告書は最後に、年次報告書添付書類として登記される。

58) Leigh, *op. cit.*, pp. 187—189; Thompson, "The Companies Act 1967", (1968) *J. B. L.* 7 at pp. 14—16.

58a) Companies Act 1967, s. 16 (1).

59) *Ibid.*, s. 16 (1) (a).

60) *Ibid.*, s. 16 (1) (b).

61) *Ibid.*, s. 16 (1) (c).

62) *Ibid.*, s. 17 (1), (2).

63) *Ibid.*, s. 19 (1)—(5).

64) Companies Act, 1948, s. 157 (1).

65) Companies Act 1967, s. 20.

66) *Ibid.*, s. 16.

67) *Ibid.*, s. 18 (1)—(7).

68) Companies Act, 1948, s. 157 (1).

69) Companies Act 1967, s. 16 (1) (f).

V

1. 制定法上の権利

会計監査役の選任に関する権利は既に述べたが、制定法は会計監査役にその職務遂行のために明確な形で権利を与えている。

会計監査役の機能は検査し報告することにある。すなわち、会社の取締役や使用人の保管する原会計帳簿を検査して不正確を発見し、毎年次に原簿から記載される貸借対照表、損益計算書を検査し、社員に対し、会計原簿と年次計算書について報告することである。⁷⁰⁾

その目的のために、制定法は、帳簿閲覧権、情報・説明請求権、総会出席権の3つの権利を認めている。判例は説明請求権につき附随定款をもって制限することはできないとするが、このことは何れの権利についても同様に解される。^{70a)}

2. 帳簿閲覧権

各会計監査役は、何時にても、会社の帳簿、計算書、および証拠書類を閲覧する権利がある(1967年会社法14条(5)項前段)。⁷¹⁾ 閲覧を拒否された場合には、命令的差止命令(mandatory injunction)で強行しうる筈であるが、⁷²⁾ Cuff 事件⁷³⁾において、裁判所は、会計監査役は会社と雇用関係にあり、特定履行の強制はできないので、株主の欲しない命令を発することはできないとして、会社が株主総会を開いて閲覧権を行使させる株主の意思を確める手続をとらない限りこの命令を与えられないとした。この判決のため、株主の意思を確める手続のないとき、会社・監査役間で争訟中のときは会計監査役に閲覧権行使の命令的差止命令の請求権はないことになり、⁷⁴⁾この権利は弱められている。しかし、

70) Pnnington, *op. cit.*, p. 470.

70a) Schmitthoff & Currey, *op. cit.*, p. 619.

71) Cf. Companies Act, 1948, s. 162 (3). 規定の内容は全く変っていない。

72) Schmitthoff & Curry, *op. cit.*, p. 618.

73) *Cuff v. London and County Land and Building Co. Ltd.* [1912] 1 Ch. 440 C. A.

74) Schmitthoff & Curry, *ibid.*; Simonds, *op. cit.*, 385; J. B. Lindon, *Buckley on the Companies Act* (13th ed.), p. 358.

実際上はこの判決は会計監査人の妨げとなっておらず、株主に対して不利な報告をされないよういつも書類の提出がなされているとのことである。⁷⁵⁾又、会計監査役は職務遂行を妨げられたときは責任を負わないので、不当な閲覧拒否に対しては監査拒絶も可能である^{75a)}。なお、イギリス法では帳簿閲覧権は、附随定款の授権なき限り各株主には与えられていない。

3. 情報・説明請求権

各会計監査役は、会社の役員から、その職務遂行に必要と考える情報および説明を求める権利がある(同項後段)⁷⁶⁾。しかし、説明に一定の形式を求めること、例えば取締役の証明を求めたり、書面作成を求めることはできない。⁷⁷⁾ 監査に必要なすべての情報と説明が与えられなかった場合には、会計監査役は報告書にその旨を記載しなければならない(14条(6)項)⁷⁸⁾と定められ、間接的にこの権利が保障されている。会計監査役は秘密準備金についても完全な情報を求めることができ、必要な場合にはこれを報告し開示することを妨げられない。^{78a)} 会社は制定法上のこの権利を附随定款で制限することはできない。⁷⁹⁾ この権利は、会社の役員に対するものとして認められており、従属会社には及ばない。グループ計算書の監査を要求される会計監査役に従属会社の役員に対する説明請求権を認めよと云う議論があるが、これについては、ジェンキンス報告書は不賛成の意見を表しており、支配会社の会計監査役に、従属会社の会計監査役から説明を受ける制定法上の権利を与えるのは不快な差別であろうし、これは結局は、支配会社の会計監査役に支配会社と従属会社全部の監査と報告をさせようと云う議論になり、非実際的であり、好ましくないと述べてい

75) Pennington, *op. cit.*, p. 470.

75a) Wardhaugh, *op. cit.*, 92.

76) Cf. Companies Act, 1948, s. 162 (3). これも内容は変わっていない。

77) Cain, *op. cit.*, p. 268 n. 21. 口頭の説明では充分の検査ができないという主張であれば理由がある。

78) Cf. Companies Act, 1948, 9th Sch. 1. ここでは常に得られたか否かの記載を要したが、新法では、得られなかったときのみ記載することとなった。なお、後述。

78a) *Newton v. Birmingham Small Arms Co., Ltd., per Buckley, L. T.*, [1960] 2 Ch. 378; Wardhaugh, *op. cit.*, p. 92.

79) S. c.; *Simonds, op. cit.*, p. 385.

る。⁸⁰⁾

わが国の試案では、監査役と会計監査人について、報告請求権、調査権を与えたとともに（第1—2，第11—6—1，2），従属会社についても、監査に必要な限度で、報告請求権、調査権を与えているが（第1—3，第11—6—3），連結計算書類の作成、監査も要求していないことであり、右のジェンキンス報告書の意見の考慮が必要と思われる。

4. 総会出席権。

会計監査役は、会社のいかなる総会にも出席し、社員と同じく総会に関する通知その他の通信を受領し、会計監査役として関連あるいかなる事項についても発言する権利を有する（14条(7)項）。⁸¹⁾この総会の出席、通知受領、発言権は、1948年法がすべての総会について拡大したもの⁸²⁾を踏襲しているのであるが、会計監査役は、総会で読み上げられる会計監査役報告書（14条(2)項）について敷衍し解説を附することができるほか、更にその他のいかなる総会にも出席して、職務に関連する事項につき任意に意見を述べるができる。

VI

1. 制定法上の義務

(1) 報告義務

会計監査役は、検査した会計帳簿、在職中に総会に提出されたすべての貸借対照表、損益計算書、グループ計算書について、社員に報告しなければならない（1967年会社法14条(1)項）。⁸³⁾制定法上の義務として会計原簿と年次計算書につき株主に報告義務を負うのであるが、その報告書（auditors' report）は、計算書に添付して（1948年会社法156条）、総会会日より21日前までに、各社員、社債権者その他通知受領権限ある者に謄本を1部づつ配布し（158条(1)項）、総会において読み上げ、社員の検査に供されなければならない（1967年会社法14条(2)項）。⁸⁴⁾

80) Cmnd. 1749, para. 431.

81) Cf. Companies Act, 1948, s. 162 (4). 句読点追加のほか同文である。

82) Cf. Companies Act, 1929, s. 134 (3) ; Cmd. 6659, para. 112.

83) Cf. Companies Act, 1948, s. 162 (1). 前段が同文である。

84) Cf. Companies Act, 1948, s. 162 (2). 内容は同文である。

この報告義務は、会計監査役が、右の手順が行なわれると考えて、計算書と報告書を取締役又は秘書役に送付すれば果されたことになり、⁸⁵⁾その後、実際には取締役が総会を招集しなかったり、総会にこれを提出しなかったり、報告書の内容を改竄したりしても、会計監査役は義務違反の責任を負わない。⁸⁶⁾しかしそのことを知っていた場合、疑う理由がある場合にも、何もしないで免責されるかは疑問である。^{86a)}報告書は総会で読み上げられることを要するが、これは報告書の重要性を強調するための規定で、会計監査人が出席するときは自ら朗読するのが通例とのことである。⁸⁷⁾

わが国の試案では、会計監査人報告書は取締役と監査役に提出し、監査役報告書は総会招集通知に添付することを定めるが(第11—7, 第10), 総会での朗読・株主検査に供すること、総会後の登記ないし公告による公示、について定めを欠く点が注意される。

(2) 会計監査役報告書

右の会計監査役報告書の記載事項は制定法により明確に定められている。この点は、1948年会社法では第9附表に規定され、1967年の開示強化の理念に基づく改正を受けたが、むしろ簡素化による合理化が計られている。

記載事項は次の通りである。

(1) 会計監査役の見解において、貸借対照表、損益計算書および(支配会社の場合は)グループ計算書が、1948年会社法および1967年会社法の「規定を遵守」して正規に作成されたものか否か。

(2) その意見において、次のそれぞれの「真実且つ公正な概観」を与えるものか否か、

- (a) 貸借対照表については、営業年度末の会社の業務状態、
- (b) 損益計算書については、営業年度末の会社の損益、
- (c) グループ計算書については、当該会社社員に關係する限りにおいて、会社

85) *Re Allen, Craig & Co. (London), Ltd.*, [1934] All E. R. 301, [1934] Ch. 483.

86) Pennington, *op. cit.*, p. 471 ; Simonds, *op. cit.*, p. 385 note (q).

86a) Schmitthoff & Currey, *op. cit.*, p. 617.

87) Gower, *op. cit.*, p. 428.

および取扱う従属会社の業務状態及び損益。(1967年会社法14条(3)項(a)。)⁸⁸⁾

(3) 銀行・割引会社については、貸借対照表及び損益計算書の記載事項中開示義務を免除される事項が18項あるので(1948年会社法第8 附表Ⅲ, IV), 右(1)(2)の記載を要せず, 右(1)相当事項を記載すれば良い(1967年会社法14条(3)項(b))。

(4) (a) 正規の会計帳簿が会社に保管されているか否かを調査し, 保管されていないと考えるときはその旨。

(b) 出向しなかつた支店から監査に適切な正規の報告書を受領しているか否かを調査し, 受領していないと考えるときはその旨。(同条(4)項(a))⁸⁹⁾

(c) 貸借対照表および損益計算書(連結損益計算書である場合を除く)が会計帳簿と報告書に合致するか否かを調査し, 合致しないと考えるときはその旨。(同項(b))⁹⁰⁾

(5) 監査目的のため必要であると, 自らの最良の知識により信ずるすべての情報と説明を入手しなかつたときはその旨。(同条(6)項)⁹¹⁾

(6) 次の事項はそれぞれ計算書に記載を要するが, その記載が不備の場合は, 合理的に可能な範囲で, それぞれにつき法の要求する明細,

(a) 取締役の報酬・年金・補償 (6 条(4)項),⁹²⁾

(b) 上級職員の報酬 (8 条(4)項),⁹²⁾

(c) 役員に対する貸付 (1948年会社法197条(3)項)。

以上を記載しなければならない。

88) Cf. Companies Act, 1948, 9th Sch. 3 (2), 4. ほぼ同趣旨であるが旧法には to the best of their information and according to the explanations given them の文句があり, (1)は, 「法の要求する情報を与えるものか否か」となっていた。その他若干表現が相違する。

89) Cf. *Ibid.*, 9th Sch. 2. 旧法では, 「したか否か」となっていた。

90) Cf. *Ibid.*, 9th Sch. 3 (1). 同じく「するか否か」となっていた。

91) Cf. *Ibid.*, 9th Sch. 1. 同じく, 「したか否か」となっていた。

92) Cf. *Ibid.*, s.196 (8). 何れとも同文。但し, 記載すべき明細は何れも改正されている。

取締役の報酬については, (a)取締役の受けた報酬・年金・補償, (b)会長の報酬, (c)取締役の最高報酬(会長を超えるとき), (d)2,500ポンド区分帯毎の報酬を受ける取締役の数, (e)報酬を放棄した取締役の数, 放棄総額を記載すべきことになり(Companies Act 1967, ss. 6, 7 (1)-(3)), 上級職員の報酬については, 1万ポンド以上のものにつき2,500ポンド毎の各区分帯に分けた報酬を受ける職員の数(取締役と国外勤務者を除く)を記載すべきこととなっている(*ibid.*, s. 8)。

右(2)の真実且つ公正な概観 (true and fair view) という文句は、従前に、真実且つ正確な概観 (true and correct view) という文句が用いられていたのを (1929年会社法134条)、1948年法が変更して用い、これが踏襲されたものであるが、correctをfairに改めたのは、correctではただ1つの数字しか正しくないと言う意味を含み堅すぎるので、計算書には多くの数字に見積りの要素が可成り入り、異なる見積り方があって何れも正当である場合に、fairであれば合理的な弾力性が可能になるからと説明されている。

1948年法は、報告書記載事項を明確且つ詳細に規定するよう改めたものであったが、⁹³⁾ 右(4)(5)については夫々の有無を常に記載せしめていた。⁹⁴⁾ 1967年法は、これを、満足すべき状態である場合には記載を不要としたので、クリーン・リポートの場合は簡潔な表現で足りることとなった。これは一般人の理解を容易にする上にも望ましいことである。⁹⁵⁾ 次に挙げる実例も、計算書の下欄に法定事項のみを記述した極く簡潔なものである。

甲会社株主への会計監査役報告書

吾々の見解において附随の計算書は1948年および1967年会社法を遵守するものであり1969年12月31日の会社の業務状態と同日満了した年間の利益の真実且つ公正な概観を与えるものであります。

某 敕許会計士

ロンドン

1970年5月25日⁹⁶⁾

わが国の試案における報告書記載事項は多くの事項につき記載を要求するが、調査義務の具体的明示と正規の場合の記載事項の分離ないし段階的の分離、および職務権限と理論的機能の一致がこの点の問題として考えられる。

2. 注意義務

(1) 会計監査役の調査義務の程度は、先ず会社との契約条項により定められる

93) 今井, 前掲 375, 376ページ。

94) A. G. Touche, *Accounting Requirements of the Companies Acts*, p. 19.

95) Cf. Gower, *op. cit.*, pp. 429, 430.

96) Ivamy, *op. cit.*, p. 516; 1948年法によるものについて, Cf. K. W. MacKinnon (gen. ed.), *op. cit.*, p. 629; Cain, *op. cit.*, p. 263.

が、定めのないときは附随定款の規定による。しかし、第1附表A表の模範定款にはそのような規定は見られない。

何れもない場合には、会計監査役は、計算書および帳簿の正確さを確めるに相当の技能と注意 (*reasonable skill and care*) を行使する義務を負うのみであり、⁹⁸⁾それ以上の義務を負わない。それ故、1896年の *Lopes* 判事の言葉によれば、会計監査役は、探偵のように、疑惑や不正があるとの予断をもって帳簿を探る必要はない。彼は番犬であって獵犬ではない。⁹⁹⁾

この著名な前世紀末の2つの判例によって注意義務の程度についての原則が確立され、これらの言葉は会計監査人の過失の問題について常に引用されている。

更に、相当の注意を払う限り、会計監査役は、会社が信頼している会社使用人が正直であってその言葉は信頼できるものと考えることができる。疑惑を惹起するものがなければ単に相当の注意をつくせば足りるが、他方、帳簿の記載や脱漏から疑惑もたれる場合には、徹底的に調査しなければならない。¹⁰⁰⁾この場合は注意義務がそれだけ増加するのである。¹⁰¹⁾ *Gower* によれば、この点に関する判例はほとんど古いもので、職業的基準は近年上がっていることは疑いないから、右の判例も将来の事件にはあまり役立たないようであると云っている。¹⁰²⁾最近の事件で、*Pennycuick* 判事は、「1896年以来会計監査役の義務の質に変化があったかどうかは明らかでない。基本的には、その義務は常に変わらず、相当の注意と技能をもって計算書の監査をすることであった。*Re Kingston Cotten Mill Co. (No.2)*事件と区別しうる真の根拠は、相当の注意と技能の基準が、専門家の証言によれば、1896年当時より今日の方が厳しくなっているこ

97) *Gower, op. cit.*, pp. 428, 429.

98) *Re London and General Bank (No.2)*, [1895] 2 Ch. 673 C. A., *per Lindley*, L. J.

99) *Re Kingston Cotten Mill Co. (No.2)*, [1896] 2 Ch. 279. C. A., *per Lopes*, L. J.

100) S. c.

101) *Henry Squire (Cash Chemist), Ltd. v. Ball, Baker & Co.*, (1911) 106 L. T. 197.

102) *Gower, op. cit.*, pp. 428, 429.

とにあると考える」と述べて¹⁰³⁾、送り状の日付変造について質問したが業務執行取締役の説明を信頼して調査をしなかった会計監査役に対し、伝票全部を調査し売主にも連絡して見る必要があったとして、清算時の失当行為手続で会計監査役の過失と義務違反を認めている。そしてここでは、Lopes判事の時とは逆に、会計監査役は、猟犬ではないけれども、番犬であることを忘れてはならないことが強調されている。

(2) 次に、個別の場合における注意義務の具体的内容については、諸種の判例によって多くの原則が作られている。

(a) 現金勘定については、会計監査役は、預金通帳、小切手帳控え、残高通知書によってチェックしなければならない。¹⁰⁴⁾

(b) 在庫品については、在庫品の保管担当者からその数と額の証明書もらい、それと帳簿の記録とが一致することを確かめれば足り、それ以上の調査義務はない。¹⁰⁵⁾

(c) 帳簿上の投資については、その証明が保管されているかを確認、証明が銀行等に寄託されているときは、受寄者の保管証明だけで足りる。¹⁰⁶⁾ 担保付貸付金については、担保の相当性、債務者の信用を調査しないで債権を額面計上してはならない。¹⁰⁷⁾

(d) 簿外の取引債務有無の調査については、送り状をチェックしなければならない。取引先が定期的に送り状を送付しているときは、取引先に質問するを要する。¹⁰⁸⁾

(e) 会計監査役は、同種の会社が通常保管する会計帳簿、記録、証拠書類を検査すれば足り、他の書類によらないと発見できない非正規性を発見しなくと

103) *Re Thomas Gerrard & Son Ltd., per Pennycuick, J.*, [1967] 3 W. L. R. 84 ; [1967] 2 All E. R. 525. ; (1967) J. B. L. 359.

104) *Fox & Son v. Morrish, Grant & Co.* (1918), 35 T. L. R. 126.

105) *Re Kingston Cotten Mills Co. (No.2)*, *supra*.

106) *Re City Equitable Fire Insurance Co., Ltd.*, [1925] Ch. 407, *per* Pollock, M. R.

107) *Leeds Estate Building and Investment Co. v. Shepherd*, (1887), 36 Ch. D. 787; *Re London and General Bank (No.2)*, *supra*.

108) *Re Westminster Road Construction and Engineering Co.* (1932), Pennington, *op. cit.*, p.472.

も義務違反にならない。¹⁰⁹⁾

(f) 会計監査人の職務は計算書の正確性を社員に報告することのみに関し、会社の政策や経営の当否に関与しない。それ故、合法であるが、償却に不適当な項目を設けているとか、利益を全部配当してしまっているような場合にその報告をしなくとも義務違反にならない。^{110) 111)}

(g) なお、会計監査役は、附随定款違反の会社の支払を違反と知らずに看過したために責任を負うことがあるので、会社の附随定款と会社法に明るくならなければならない。¹¹²⁾ しかし、法律の専門家になる必要はない。¹¹²⁾ 会社の支払について附随定款の授権の有無を考察するのは会計監査人の義務である。¹¹³⁾

VII

1. 民事責任

(1) 過失責任

会計監査役に義務違反があれば、会社は契約違反で訴えることができ、会計監査役は普通法上の過失 (negligence) の責任を負う。会社はそのためにはその過失により損害が発生したことを立証しなければならない。¹¹⁴⁾

(2) 失当行為手続

会社法は、会社の清算に際して、発起人・取締役・その他の役員の出当行為について、管財人・清算人・債権者の申立により、裁判所がその行為を調べ、会社に対し責任のある金銭の支払、財産の回復を命ずる失当行為手続 (misfeasance) を定めているが (1948年会社法333条)、本条の適用については会計監査役は役員であり、この手続によって責任を追及され得る。取締役の場合は単なる過失ではこの手続による責任を負わないのであるが、会計監査役は故意の義務違反のときのみならず過失についても責任を負う。¹¹⁵⁾

109) *Henry Squire (Cash Chemist), Ltd. v. Ball, Baker & Co., supra.*

110) *Re London and General Bank (No.2), supra.*

111) Pennington, *op. cit.*, pp. 471—473; Cain, *op. cit.*, pp. 270, 271.

112) *Re Republic of Bolivia Exploration Syndicate*, [1914] 1 Ch. 139.

113) Ivamy, *op. cit.*, pp. 241, 242; Simonds, *op. cit.*, p. 387.

114) Schmitthoff & Currey, *op. cit.*, p. 619.

115) Pennington, *op. cit.*, p. 473.

(3) 責任の範囲は右の何れの手続きによる場合にも、瑕疵ある監査のため生じた会社の損害額である。損害が発生しない場合には、損害賠償の請求はできない。そのときは、雇用契約違反の名目的損害賠償の訴えができるに過ぎない。¹¹⁶⁾

会社に対する責任を免除する附随定款の規定や契約条項は無効であると定められているので(205条)、特約や定款で会計監査役の責任を免除することはできない。しかし、義務に違反した役員が正直に合理的に行動したことが認められれば、一切の事情を考慮して裁判所は責任の全部又は一部を免除でき、その役員は右の救済の申立をすることができる(448条)。又、会社はその役員に民事又は刑事訴訟の防禦費用、および右の救済申立費用を免除することは認められている(205条但書(b))。この規定の趣旨から、附随定款又は特約でもって会計監査役の調査義務を重くすることは可能であるが、調査義務の一部を免除することはできないものと解される。¹¹⁷⁾ 責任を追求する原告の出訴期間は、違反ないし失当行為のあった時から(詐欺のあるときは発覚した時から)6年間である(The Limitation Act, 1939, s. 19)。

(4) 不法行為責任

会計監査役は会社に対してのみ契約上の責任を負い、社員に対しては監査報告をするがその責任を負わない。個々の社員に対しては故意に虚偽の報告書を渡したときのみ不法行為責任を負い、過失によるときは責任を負わない。損害が発生しなければ故意であっても当然責任は生じない。¹¹⁷⁾

2. 刑事責任

1948年会社法第438条は会社関係書類の不実記載の罪を定め、報告書・証明書・貸借対照表・その他第15附表に定める書類に、故意に重要事項の不実表示をなした者は軽罪(misdemeanour)と定めて所定の刑罰を課することになっている。

1861年窃盗法¹¹⁸⁾第84条も、一般的不実記載の罪を定め、公募会社その他の法人の取締役その他の役員で、社員・債権者を欺罔する意図をもって……重要事

116) *Ibid.*; しかし Wardhaugh は会社は有限責任の利益をうける代償として、正当に証明された貸借対照表を登記する義務を負うのであるから、会社債権者は、不当な監査により実損害が発生しなくとも失当行為手続による責任追及が可能であると述べている。Wardhaugh, *op. cit.*, pp. 96, 97.

117) Pennington, *op. cit.*, p. 474.

118) Larceny Act, 1861 (24 & 25 Vict. 96).

項の不実を知りながら、書面・計算書を作成、配布、公刊した者を軽罪として
いる。この方は目的犯で欺罔の意図を必要とし、適用される書類も会社法の必
要とするものに限らない点が異なる。¹¹⁹⁾

同法第83条と1875年計算書偽造法¹²⁰⁾は、欺罔の意図をもって故意に会社の帳
簿又は書類を破毀、変造、切断又は偽造した者の刑罰を定める。¹²¹⁾

1916年窃盗法第20条は、会社の役員が会社の財産を自己の使用のため又は利
益のために詐欺的に取得した場合等を軽罪とする。¹²²⁾

1948年会社法第331条は、会社が解散した場合に解散の時から2年前の間又
は存立期間の何れか短い方の期間を通じ正規の会計帳簿の保管がなかったとき
の懈怠ある役員の子について定める。

VIII

会計監査役の受くべき報酬は、総会で選任する者については、総会で、又は
総会の決定する方法で定める(1948年会社法159条(7)項(b))。その決議は通常は
報酬額を投票するか、或は取締役会に報酬額の決定を授権するか何れかである。¹²³⁾これは、従前から、実際界で会計監査役を選任する際には、報酬額の決
定を取締役会と会計監査役との接衝に委せて、そこで取極める額にて選任する
と決議する慣行があったので、コーエン報告書の勧告¹²⁴⁾を本法が採り入れて改
正したものである。それに伴い、総会自体で額を定めない場合には報酬額は損
益計算書の別項目に記載することを定めたが(第8附表13項)、この点は更に
改正を受け、総会で定めると否とを問わず報酬は常に損益計算書に別項目に記
載を要することになった(1967年会社法第2附表13項)。同項で報酬と云うの
は、会計監査役の費用に関して支払われるすべての金額を含む(同項後段)。
又、決定すべき報酬も、同じく会計監査役の費用に関して支払われるすべての

119) Wardhaugh, *op. cit.*, pp. 94, 95.

120) Falsification of Accounts Act, 1875 (38 & 39 Vict. c. 24).

121) Larceny Act, 1916 (6 & 7 Geo. 5, c. 50).

122) Schmitthoff & Currey, *op. cit.*, p. 621.

123) *Ibid.*, p. 459.

124) Cmd. 6659, para. 111.

金額を含む（1948年会社法159条(7)項2文）。

取締役会又は通商省の選任した会計監査役の報酬はそれぞれ場合に依じて取締役会又は通商省が決定しなければならない（同条(b)）。

わが国の試案では監査役につき報酬と費用を詳細に規定し（第6,第7）、会計監査人については規定を置いていないが、その選任方法と開示規定の考慮とが問題である。